

久喜市全戸配布印刷物取扱規程の一部を改正する訓令

久喜市全戸配布印刷物取扱規程（平成22年久喜市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部長」を「市長公室長」に改め、「毎年、翌年度の」を削り、「当該年度の年度当初に庁議に報告することを原則とする」を「庁内での情報共有に努めるものとする」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項第2号」を「第2条第2号」に、「総務部市政情報課長（以下「市政情報課長」という。）」を「市長公室シティセールス課長（以下「シティセールス課長」という。）」に改め、同条第2項中「第2条第1項第2号」を「第2条第2号」に改める。

第5条第1項、第3項及び第4項中「市政情報課長」を「シティセールス課長」に改める。

第6条第1項中「仕分けし、市政情報課長」を「仕分けし、シティセールス課長」に、「指定する日に、市政情報課長が」を「指定する日及び」に改め、同条第2項中「総務部市政情報課」を「市長公室シティセールス課長」に改める。

第7条及び第8条中「市政情報課長」を「シティセールス課長」に改める。

別表第1中「（第2条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同表（久喜地区）の項中「高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」 JA南彩太田支店 JA南彩清久支店」を「高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」」に改め、同表（菖蒲地区）の項中「埼玉りそな銀行菖蒲支店 JA南彩本店 JA南彩菖蒲支店 JA南彩三箇支店」を「埼玉りそな銀行菖蒲支店」に、「JA南彩寺田支店」を「モラージュ菖蒲」に改め、同表（栗橋地区）の項中「東武鉄道南栗橋駅」を「東武鉄道南栗橋駅 久喜市商工会栗橋支所 イオンスタイル南栗橋」に改め、同表（鷺宮地区）の項中「東武鉄道鷺宮駅」を「東武鉄道鷺宮駅 アリオ鷺宮」に改める。

別表第2中「（第2条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同表（菖蒲地

区)の項中「久喜市菖蒲老人福祉センター 久喜市農業者トレーニングセンター」を「久喜市菖蒲老人福祉センター」に、「埼玉東部消防組合久喜消防署菖蒲分署 久喜市菖蒲保健センター」を「埼玉東部消防組合久喜消防署菖蒲分署」に改め、同表(栗橋地区)の項中「久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館 久喜市栗橋中央コミュニティセンター」を「久喜市栗橋中央コミュニティセンター 久喜市栗橋保健センター」に改め、同表(鷺宮地区)の項中「久喜市鷺宮福祉センター 久喜市鷺宮保健センター」を「久喜市鷺宮福祉センター」に改める。

様式第1号中「市政情報課長」を「シティセールス課長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

管理番号

\_\_\_\_\_ コー ス

配布印刷物名

\_\_\_\_\_

配布先

\_\_\_\_\_ 部

○ 発行担当課 \_\_\_\_\_

★次の場合には、最寄りの庁舎までご連絡ください。		
1	配布印刷物の仕分け部数が、不足していたとき。	
2	世帯数に変更が生じたとき。	
○	久喜市役所（シティセールス課）	22-1111（内線）
	菖蒲行政センター（総務・人権係）	85-1111（内線）
	栗橋行政センター（総務・人権係）	53-1111（内線）
	鷺宮行政センター（総務・人権係）	58-1111（内線）

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

久 第 号  
年 月 日

各 区 長 等 様  
各公共機関等の長 様  
各公共施設の長 様

久喜市シティセールス課長

今回配布をお願いする印刷物について

今回配布する印刷物は、下記のとおりです。

配布印刷物の仕分け部数の不足または世帯数の変更がありましたら、次の最寄りの庁舎までご連絡ください。

- 久喜市役所（シティセールス課） 22-1111（内線 ）
- 行政センター（総務・人権係）
  - ・菖蒲 85-1111（内線 ）
  - ・栗橋 53-1111（内線 ）
  - ・鷺宮 58-1111（内線 ）

記

番号	広報紙及び印刷物名	発行担当課	連絡先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。